

議案第109号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて議会の議決を求める。

1 公の施設の名称

- (1) 幸手市立図書館
- (2) 幸手市立図書館香日向分館

2 指定管理者となる団体の名称等

東京都文京区大塚三丁目1番1号
株式会社図書館流通センター
代表取締役 谷 一文子

3 指定の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

令和6年11月29日提出

幸手市長 木村純夫

提案理由

幸手市立図書館外1施設の管理に関し、指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、この案を提出するものである。